

【資料(2)－10－1】

の成長、発達を促し、その土地ならではの文化を生み、育て、発展させるものであり、必要不可欠なものと認識をいたしております。

また、教職員の資質や実践的な指導力の向上に向け、より効果的な研修の場として、そして今日的な教育課題に対応した教育相談や情報発信、さらには交流の場ともなります教育センターの重要性も十分に認識をいたしております。

特に、教育センターにつきましては、平成9年度に基本計画の策定を行い、その後できるだけ早期設置ができるよう取り組んでまいりましたが、建設用地の確保、財政上の問題などにより、いまだ設置には至っておりません。

いずれにいたしましても、議員御提案の生涯学習センターと教育センター双方の役割を兼ね備え、そして市民コミュニティづくりや子供から高齢者までの異世代交流も行うことができる施設の設置につきましては、旧門真南高校も視野に入れて鋭意進めてまいりたく存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（大本郁夫君） これで林芙美子君の質問を終わります。

以上で施政方針に対する代表質問を終わります。

---

### △市政に対する一般質問

○議長（大本郁夫君） 次に、日程第2、市政に対する一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問についての議員の発言は、議会運営委員会の決定により、再質問を含めおおむね20分以内といたします。

それでは、質問通告により6番戸田久和君を指名いたします。戸田久和君。

【質問】

[6番戸田久和君登壇]

◆6番（戸田久和君） 6番無所属・鮮烈市民派を名乗る戸田です。

まず初めに、国庫負担である生活保護費を市財政悪化の理由にすりかえる市の情報操作について聞きます。

生活保護は国の事業ですから全額国費で賄われるのが原則で、保護費の4分の3が国庫負担金、残りの4分の1は普通交付税で補てんされるとされています。そうであるならば、生活保護費の支出増大は、基本的には市の歳出面での甚大な打撃ではなく、市民税等の市の歳入が欠如すること、市民活力や市民経済の問題、市のイメージの問題であり、歳出面で問題があるとすれば、諸料金

の肩がわり分や市単独の生活保護事務の労力と経費負担だけであるはずです。

ところが、市はこの国費負担の事実を一般には出さずに、生活保護の増大が財政悪化の主要因であるかのような説明を繰り返してきました。これは全く制度的な事実に反しております。私は、何も門真市で生活保護世帯が増大しても問題でないということではなくて、そこからの脱却と自立のための施策の必要性をこれまでたびたび指摘してきたものですが、市が事実に反する説明を繰り返すことは、市民各層に大きな誤解と不要なストレスや対立感情を与え、市の実情を正しく認識できなくしてしまい、その弊害が甚大なので、早急に説明を改善するべきだと訴えたいのです。

もしも国庫負担が十分になされていないというのであれば、市にはその具体を説明する責任があります。生活保護支出について、市単独の負担となる項目や金額を具体的に示してください。

また、今後生活保護費の支出説明のときは、名目上の支出額だけなく、国庫負担、交付税補てんによる歳入についても言及し、市単独の支出額は結局幾らかを説明するべきだと思いますが、どうでしょうか。

次、民間企業賛美主義の落とし穴について。

近年やたらと民間委託や民間活力利用が叫ばれ、公的部門を何でも民間団体、企業にゆだねようという主張が横行しており、門真市の行政や議会周辺にもそれに感化される人がふえていますが、水俣病や雪印、日ハム、関電や三菱自動車の手抜き作業や情報隠ぺい、民間福祉法人の補助金だまし問題や、法人税をほとんど払わないコクドの堤義明の株の違法問題での逮捕に端的にあらわれているように、民間団体、企業における違法・脱法行為、人権侵害、情報隠しや不正行為は、後を絶たないのが現状です。超一流との定評や実績も、それ自体では何ら安心材料となるものではありません。

このような日本の企業社会の実態を見るときに、民間団体、企業に公金を支出したり契約をしたりする際に、違法・不正行為や人権侵害を起こさず、未然に防ぎ、すぐに発見できるようにするためには、市はどのような見識や対策をもって臨むべきだと考えているのか、見解を聞かせてください。

第3項、消防団の改革と情報公開について。

市民からの投書をもとにした私の2月の調査要求によって、消防団の年末特別警戒出動の折に、手当対象の公務中にもかかわらず一部に飲酒行為があったことが判明しました。調査結果を含め事実を答えてください。

この問題に対する秋田消防団長の誠実果敢な対応は是とします。議員との兼職はもうやめるべきですが、それは別途求めるとして、今後の手当のあり

用財政再建団体となる間際にならなければ発行できないとのことであります。大阪府内におきましても、泉佐野市が平成15年度に初めて発行できたものと聞き及んでおります。

しかしながら、退職手当債の柔軟な発行につきまして、かねてより大阪府市長会を通じまして要望をいたしているところであります。今後も引き続き大阪府市長会などに働きかけてまいりたいと考えております。

退職金の分割支払いにつきましては、任意による退職金分割支払いは、退職手当の支出の平準化を図る意味から、先進市の事例等を踏まえながら一定検討を加える事項であると認識をいたしております。

市民への業務委託と雇用の施策につきましては、各事業者の労使関係で図られる問題であると認識いたしておりますが、本市の公共工事を発注するに当たりまして、元請の事業者に対し、下請を活用するならばできる限り地元の中小企業者及び市内居住者を活用するよう、契約の際に書面を配付し、お願いをしているところであります。

次に、地元健全企業の育成支援施策についてでありますが、本市におきましては、公共工事等も可能な限り分離分割発注により地元の中小企業への優先的発注を行い、また事業融資あっせんや中小企業大学校等の受講料補助等、地元企業の育成支援を行っているところであります。

最後に、水道局の収入増加企画につきましては、引き続き水道の水は高度浄水処理された安全でおいしい水であることを市民の皆様にPRしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大本郁夫君） 妹尾企画部長。

〔企画部長妹尾勝恭君登壇〕

【答弁】

○企画部長（妹尾勝恭君） 戸田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、国庫負担である生活保護費に関する御質問でございますが、普通交付税は、御承知のとおり基準財政需要額と基準財政収入額との差額が交付されるものであります。平成15年度におきましては、基準財政需要額は190億3600万円、基準財政収入額が142億6500万円となりまして、一定の調整後、47億3500万円の交付となったところであります。

この基準財政需要額のうち、生活保護費の算入額は20億1200万円となっておりまして、需要額全体の10.6%となっております。需要額といたしましては、経常経費といたしまして他に教育費など、また投資的経費及び公債費の算入も含めまして総額190億3600万円となっております。

本市の平成15年度生活保護費の決算は75億5600万円でありまして、人件費等他の経費を含めますと78億7100万円となりまして、4分の3の負担率の国庫負担金等の特定財源を除いた一般財源ベースでは21億4600万円となっておりまして、直接の算入額を1億3400万円超過いたしております。

また、議員御指摘のとおり、市民税や使用料等、歳入面への影響も少なからず生じております。

交付税制度では、基準財政収入額が非常に少ない市であれば、基準財政需要額のほとんどが交付額となります。逆に不交付の団体であれば、生活保護費への一般財源は全額市の負担となります。本市におきましては47億3500万円が交付となっておりますが、種々の算定数値の合計に対する差額の交付となっているものであります。したがいまして、このような交付税制度の仕組みから、このうちの20億1200万円が生活保護費分だとは言い得ないものであります。

なお、あくまでも一つの考え方ではありますが、基準財政需要額190億3600万円のうち、生活保護費の算入率は10.6%に当たりますので、普通交付税交付額47億3500万円を案分いたしますならば約5億円が生活保護費分ともなり、生活保護費の一般財源21億4600万円のうち、76.7%が市の負担とも考えられるところであります。

いずれにいたしましても、生活保護費の額が提示されます折には、国が4分の3の負担、市が4分の1の負担に対しまして交付税算入があり、おおむね市の負担もその5分の4と考えられる旨を機会をとらえてあらわしていきたいと考えております。

続きまして、民間企業賛美主義にかかる御質問でございますが、本市の契約におきましては、日本国の法令を遵守して契約を履行する旨を契約約款に記載しており、不正・不法行為等を行った者に対しては、約款に基づく違約金等の措置や門真市建設工事等指名停止に関する要綱に基づき指名停止措置を行い、不正な行為等に厳正に対応いたしております。

また、企業の社会的貢献や就職困難者の就労支援を行っている等の優良な業者を評価することや、一定の条件の資格者を優先的に入札に参加させる政策入札制度につきましては、研究いたしてまいりたいと考えております。

また、地方自治法の改正により指定管理者制度が設けられ、公の施設の管理を民間事業者にもゆだねることができることとなりましたが、指定管理者の選定に当たりましては、公平性と透明性を確保するため、有識者の外部委員を含